

# 伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月28日(木) 午前8時58分から10時39分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員

1番委員 7番委員  
2番委員 9番委員  
3番委員 10番委員  
4番委員 11番委員  
5番委員  
6番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員 8番推進委員  
2番推進委員 9番推進委員  
3番推進委員 10番推進委員  
4番推進委員 11番推進委員  
5番推進委員 13番推進委員  
6番推進委員 14番推進委員  
7番推進委員 15番推進委員

4. 欠席委員 (1人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1番委員 2番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長  
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。  
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。利用状況調査が本日までということで非常に暑い中でありましたけれども調査いただきありがとうございました。また、稲刈りが今月末から来月にかけて始まりますので、体に気を付けて活動もよろしく申し上げます。  
本日の議事録署名委員を指名いたします。1番農業委員と2番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。  
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告2「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料は1ページから2ページ、農業経営基盤強化促進法による解約が4件、中間管理機構経由が3件の合計7件です。

引き続き資料の3ページをご覧ください。報告2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る9月25日に現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1番の申請人 WMさん年齢90歳は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字千鳥2228番1で地目は田、地積は699㎡の内120㎡で、場所は市役所菱刈庁舎より東へ約1.6kmに位置し、昭和年月日不詳より農業用倉庫を建築したとの事でした。

この届出については農地法施行規則、農地の転用の制限の例外29条1号の規定により2アール未満の農業用施設等においては届出が必要になりますが、当時未届であったため今回始末書添付による届出であります。

なお、今後増築等により2アールを超える場合は転用手続きが必要になる旨を伝えております。以上報告を終わります

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（貸借）」に係る意見決定につきまして、8ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計38,237㎡で利用権を設定する者の数は14名、設定を受ける者の数は6名です。土地の詳細については資料4ページから7ページ、番号1番から14番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。3条許可申請、5条許可申請で営農型太陽光発電施設が申請されておりますので、協議に入る前に事務局から営農型太陽光発

電施設についての説明をお願いします。

(別途配布資料により説明。)

議長 整理番号1番から24番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番から4番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定  
農 業 委 員 のうち、整理番号1番と2番につきまして、去る9月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

整理番号1番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社Iです。

渡し人 HNさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1225番、地目は畑、地積は1,372 m<sup>2</sup>の使用貸借権で期間は10年です。

受人は新規就農者で、農業従事者は3名、通作距離は約4 kmで現況は管理された農地です。受人が計画中の営農型太陽光発電施設の下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

整理番号2番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号1番と同様です。整理番号2番の区分地上権につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

次に、整理番号3番と4番につきまして、同じく9月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

整理番号3番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社Iです。

渡し人 TTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1232番1、地目は畑、地積は1,954 m<sup>2</sup>の使用貸借権で期間は10年です。

受人は新規就農者で、農業従事者は3名、通作距離は約4 kmで現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため、営農型太陽光発電施設を計画

し太陽光パネルの下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

整理番号4番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号3番と同様です。整理番号4番の区分地上権につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番から10番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番と6番につきまして、去る9月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

整理番号5番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社Iです。

渡し人 SKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1228番1、地目は畑、地積は1,366㎡の使用貸借権で期間は10年です。

受入は新規就農者で、農業従事者は3名、通作距離は約4kmで現況は遊休農地です。受入が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

整理番号6番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号5番と同様です。整理番号6番につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

次に、整理番号7番と8番につきまして、同じく9月22日に現地調査

を行いましたので、6番が報告いたします。

整理番号7番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社Iです。

渡し人 OYさんは、東京都練馬区平和台に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山 1229 番 1、地目は畑、地積は 699 m<sup>2</sup>の使用貸借権で期間は 10 年です。

譲受人は新規就農者で、農業従事者は 3 名、通作距離は約 4 km で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため、営農型太陽光発電施設を計画し太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

整理番号8番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号7番と同様です。整理番号8番につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、賃貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして整理番号9番と10番につきまして、去る9月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

整理番号9番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社Iです。

渡し人 SHさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山 1229 番 2、地目は畑、地積は 438 m<sup>2</sup>の使用貸借権で期間は 10 年です。

受人は新規就農者で、農業従事者は 3 名、通作距離は約 4 km で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

整理番号10番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号9番と同様です。整理番号10番につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

|             |  |
|-------------|--|
| 議長          | 整理番号 11 番、12 番について、5 番農業委員の報告を求めます。  |
| 5 番<br>農業委員 | <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 11 番と 12 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、5 番が報告いたします。</p> <p>整理番号 11 番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社 I です。</p> <p>渡し人 MS さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 95 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1420 番 5、地目は畑、地積は 1,421 m<sup>2</sup>で申請目的は使用貸借権で期間は 10 年です。</p> <p>受人は新規就農者で、農業従事者は 3 名、通作距離は約 6 km で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>整理番号 12 番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社 T です。</p> <p>渡し人は整理番号 11 番と同様です。整理番号 12 番につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は 10 年間です。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議長          | 整理番号 13 番、14 番について、4 番農業委員の報告を求めます。  |
| 4 番<br>農業委員 | <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 13 番と 14 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、4 番が報告いたします。</p> <p>整理番号 13 番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社 I です。</p> <p>渡し人 IN さんは、伊佐市大口山野 K に入居され、年齢は 89 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1420 番 21、地目は畑、地積は 1,718 m<sup>2</sup>で申請目的は使用貸借権で期間は 10 年です。</p> <p>受人は新規就農者で、農業従事者は 3 名、通作距離は約 4 km で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画</p>   |

し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

整理番号 14 番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社 T です。

渡し人は整理番号 13 番と同様です。整理番号 14 番につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は 10 年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 15 番、16 番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1 番 農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 15 番と 16 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。

整理番号 15 番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社 I です。

渡し人 TKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 71 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1420 番 39、地目は畑、地積は 1,878 m<sup>2</sup>で使用貸借権です。期間は 10 年です。

受人は新規就農者で、農業従事者は 3 名、通作距離は約 4 km で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

整理番号 16 番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社 T です。

渡し人は整理番号 15 番と同様です。整理番号 16 番につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は 10 年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。



|              |  |
|--------------|--|
| 議長           | 整理番号 17 番、18 番について、7 番農業委員の報告を求めます。  |
| 7 番<br>農業委員  | <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 17 番と 18 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、7 番が報告いたします。</p> <p>整理番号 17 番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社 I です。</p> <p>渡し人 KTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 37 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字山下 436 番ほか 1 筆、地目は全て田、地積は 2 筆合計で 2,481 m<sup>2</sup>です。期間 10 年の使用貸借権設定です。</p> <p>受人は新規就農者で、農業従事者は 3 名、通作距離は約 800m で現況は遊休農地です。受人が遊休農地解消のため営農型太陽光発電施設を計画し、太陽光パネル下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。</p> <p>続いて整理番号 18 番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社 T です。</p> <p>渡し人は整理番号 17 番と同様です。整理番号 18 番につきましては、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は 10 年間です。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議長           | 整理番号 19 番、20 番について、10 番農業委員の報告を求めます。   |
| 10 番<br>農業委員 | <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 19 番と 20 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。</p> <p>整理番号 19 番、申請人は、伊佐市菱刈前目に所在する、合同会社 I です。</p> <p>渡し人 IH外 2 名の I さんは、伊佐市大口篠原に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字東 1060 番ほか 1 筆、地目は全て田、地積は 2 筆合計で 1,355 m<sup>2</sup>です。使用貸借権設定で期間は 10 年です。</p>   |

受人は新規就農者で、農業従事者は3名、通作距離は約20kmで現況は良く管理された農地です。受人が計画中の営農型太陽光発電施設の下部の農地で蕎麦の栽培を計画されています。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして整理番号20番、申請人は、東京都渋谷区渋谷に所在する、合同会社Tです。

渡し人は整理番号19番と同様です。整理番号20番につきましては、議案第3号農地法第5条許可申請の処分決定についてに関連する営農型太陽光発電施設の農地の空中に区分地上権を設定しようとするもので、貸借人双方で利用については同意済みであります。期間は10年間です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号21番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号21番につきまして、去る9月21日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 UMさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 被相続人 亡AN 相続財産清算人は、出水市昭和町に所在する出水法律事務所の弁護士です。

申請地は、伊佐市大口大島字八反田54番3、地目は田、地積は192㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1.5kmの農地で、経営意欲はあり農機具等は確保されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号22番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定

|             |   |
|-------------|---|
| 農業委員        | <p>のうち、整理番号 22 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。</p> <p>申請人 MTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は 50 歳です。</p> <p>渡し人 MYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 90 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字軍神ノ山 2164 番 1 で、地目は畑、地積は 4,137 m<sup>2</sup>の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は 2 名で、通作距離は自宅から約 4 km で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>                                 |
| 議長          | <p>整理番号 23 番について、3 番農業委員の報告を求めます。</p>   |
| 3 番<br>農業委員 | <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 23 番につきまして、去る 9 月 20 日に現地調査を行いましたので、3 番が報告いたします。</p> <p>申請人 DTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は 77 歳です。</p> <p>渡し人 DMさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は 84 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字尾崎前 1230 番 1、地目は畑、地積は 1,356 m<sup>2</sup>の所有権移転売買になります。</p> <p>農業従事者は 3 名で、通作距離は自宅から約 800m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p> |
| 議長          | <p>整理番号 24 番について、2 番農業委員の報告を求めます。</p>   |
| 2 番<br>農業委員 | <p>議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 24 番につきまして、去る 9 月 22 日に現地調査を行いましたので、2 番が報告いたします。</p> <p>申請人 MSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 64 歳です。</p> <p>渡し人 WMさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は 90 歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字千鳥 2228 番 1 ほか 9 筆、地目は全て田で、地積は 10 筆合計で 4,748 m<sup>2</sup>の所有権移転贈与になります。</p>   |

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約4 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

10番推進委員 24番についてお尋ねします。10筆を贈与ということですが、1筆毎の面積が比較的少ないようではすけれども、耕地整理をされている田でしょうか。

事務局 整理番号24番で贈与の申請が出た箇所につきましては、すべて圃場整備地区外の場所になります。

議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から24番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から24番については許可が決定いたしました。案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数24件について、24件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番から10番につきましては関連がありますので一括で報告をお願いします。整理番号10番まで報告終了後、採決を行います。整理番号1番、2番について11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番について、去る9月22日、申請人の代

理人である TSさんの立会いのもと、6番農業委員、7番農業委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの HNさんで年齢は75歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。10年間の賃借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1225番で、地目は畑、地積は1,372㎡のうち転用面積は1.937㎡です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から北東へ約800mに位置しており、東側、西側、南側、北側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われま

す。太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数156枚、発電容量49.5kWの計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

引き続き整理番号2番について報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの TTさんで年齢は70歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。10年間の賃借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1232番1で、地目は畑、地積は1,954㎡のうち転用面積は2.123㎡です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から北東へ約800mに位置しており、東側、西側、南側、北側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われま

す。太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数156枚、発電容量49.5kWの計画であります。

添付書類は整理番号1番と同様です。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

|                |   |
|----------------|---|
| 議 長            | 整理番号3番、4番、5番について、6番農業委員の報告を求めます。                                  |
| 6 番<br>農 業 委 員 | 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番、4番、5番について、去る9月22日、申請 |

人の代理人である TSさんの立会いのもと、7番農業委員、11番農業委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの SKさんで年齢は89歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。10年間の賃借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1228番1で、地目は畑、地積は1,366㎡のうち転用面積は2.123㎡です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から北東へ約800mに位置しており、東側は畑、西側は遊休農地、南側は畑、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数156枚、発電容量49.5kWの計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

引き続き整理番号4番について報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、東京都練馬区平和台にお住いの OYさんで年齢は27歳であります。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。10年間の賃借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山1229番1で、地目は畑、地積は699㎡のうち転用面積は1.193㎡です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から北東へ約800mに位置しており、東側は遊休農地、西側は遊休農地、南側は遊休農地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

営農型太陽光発電施設ですが、整理番号5番の農地と合わせて設置するものであります。添付書類は整理番号3番と同様のものが添付されております。

引き続き整理番号5番について報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの SHで年齢は72歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地

区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。10年間の貸借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字立山 1229 番 2 で、地目は畑、地積は 438 m<sup>2</sup>のうち転用面積は 0.682 m<sup>2</sup>です。

所在地は、徳辺簡易郵便局から北東へ約 800mに位置しており、東側は遊休農地、西側は遊休農地、南側は遊休農地、北側は有休農地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

営農型太陽光発電施設ですが、整理番号 4 番の農地と合わせて設置するものであります。添付書類は整理番号 3 番と同様のものが添付されています。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 整理番号 6 番について、5 番農業委員の報告を求めます。

5 番農業委員 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 6 番について、去る 9 月 22 日、申請人の代理人である KK さんの立会いのもと、1 番農業委員、4 番農業委員、私 5 番農業委員の 3 名で共同調査をいたしましたので、5 番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社 T です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの MS さんで年齢は 95 歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は第 2 種農地その他の農地であります。10年間の貸借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1420 番 5 で、地目は畑、地積は 1,421 m<sup>2</sup>のうち転用面積は 2.433 m<sup>2</sup>です。

所在地は、楠本川溪流自然公園から南へ約 500mに位置しており、南側、東側、西側は畑、北側は農道であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 整理番号 7 番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1 番  
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る9月22日、申請人の代理人である KKさんの立会いのもと、4番農業委員、5番農業委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの TKさんで年齢は71歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地であります。10年間の貸借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番39で、地目は畑、地積は1,878㎡のうち転用面積は1.937㎡です。

所在地は、新拓公民館から西へ約50mに位置しており、現況は遊休農地あり、東側は畑、西側は畑、南側は雑種地、北側は非農地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数156枚、発電容量49.5kWの計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

整理番号8番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番  
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る9月22日、申請人の代理人である KKさんの立会いのもと、1番農業委員、5番農業委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市大口山野Kに入居されている INさんで年齢は89歳です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地であります。10年間の貸借設定です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山1420番21で、地目は畑、地積は1,718㎡のうち転用面積は2.061㎡です。

所在地は、新拓公民館の対面に位置しており、南側は市道、西側は山林、北側は道路、西側も道路であり、周囲に与える影響はないかと思われます。



添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る9月22日、申請人の代理人であるTSさんの立会いのもと、6番農業委員、11番農業委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住いの KTさんで年齢は37歳です。

本申請は、使用期間10年の賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用であるため不許可の例外に該当します。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字山下436番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,481㎡のうち転用面積は1,937㎡です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から北東へ約800mに位置しており、現況は遊休農地あり、東側、西側、南側、北側は田であります。北側と南側は農道と接しており東側から西側に傾斜している地形です。汚排水処理は自然流下となっておりますが、低い田への流入がないように要請しました。また、パネル設置高が2.4mから4mと高くなることから風の影響が出ないように要請しました。太陽光発電事業ですが、太陽光パネル設置枚数156枚、発電容量49.5kWの計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、菱刈土地改良区の意見書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 整理番号10番について、10番農業委員の報告を求めます。

1 0 番  
農 業 委 員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る9月22日、申請人の代理人であるTSさんの立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私10番が報告いたします。

譲受人は、東京都渋谷区渋谷に所在する 合同会社Tです。

譲渡人は、伊佐市大口篠原にお住いの IHさん外2名です。

本申請は、賃借権設定で転用目的は営農型太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地です。貸借期間は10年です。

申請地は、伊佐市大口曾木字東1060番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,355㎡のうち転用面積は1,875㎡です。

所在地は、城下公民館から南へ約150mに位置しており、南側は道路、北側も道路、東側は宅地、西側は畑であり、周囲に与える影響はないかと思われます。太陽光発電施設ですが、太陽光パネル設置枚数156枚、発電容量49.5kWの計画であります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書、下部農地における営農計画書、栽培作物についての知見を有する者の意見書、設備の撤去についての同意書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数。よって整理番号1番から10番は、処分決定いたしました。整理番号11番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番  
農 業 委 員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る9月22日、申請人の代理人で

ある K行政書士の立会いのもと、11 番推進委員、私 2 番農業委員の 2 名で共同調査をしましたので、私 2 番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目にお住いの KT さんで年齢は 72 歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの HR さんで年齢は 82 歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第 2 種農地その他の農地で、転用目的は山林であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字乱橋 2971 番地 2 で、地目は田、地積は 776 m<sup>2</sup>です。

所在地は、本城小学校から南へ約 3 km に位置しており、南側は市道、東側は山林、北側は田、西側は山林であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 2 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 11 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 11 番は、処分決定いたしました。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 11 件について、11 件が処分決定いたしました。

#### ————— 議案第 4 号 —————

議長 議案第 4 号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号 1 番について、7 番農業委員の報告を求めます。

7 番農業委員 議案第 4 号「非農地証明願」についてのうち整理番号 1 番について、去る 9 月 22 日に、申請人の代理人 T 土地家屋調査士の立会いのもと、

6番農業委員、11番農業委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いの UMさんです。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字上ノ岡 1383 番 3 で、地目は畑、地積は 218 m<sup>2</sup>です。

申請地の所在地は、市役所菱刈庁舎から北東へ約 900mに位置しており、周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、西側は宅地、南側は市道であります。

非農地になった時期及び理由としては、昭和 39 年頃に申請人の亡父が申請地に建物の増築、通路を形成し現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、近隣住民の方から 20 年以上宅地として利用されていたことの証明書等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号 2 番について、9 番農業委員の報告を求めます。

9 番農業委員 議案第 4 号「非農地証明願」についてのうち整理番号 2 番について、去る 9 月 22 日に、事務局の立会いのもと、5 番推進委員、6 番推進委員、私 9 番農業委員の 3 名で共同調査をいたしましたので、9 番が報告します。

申請人は、伊佐市大口小木原にお住いの MUさんです。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字宮ノ前 696 番 3 で、地目は田、地積は 268 m<sup>2</sup>です。

申請地の所在地は、大口総合グラウンドから北西へ約 900mに位置しており、周囲の状況は、北側は宅地、西側は山林、東側は田、南側は宅地となっております。

非農地になった時期及び理由としては、親が畜産業を営んでおり畜舎

を残したまま経営撤退し、その後、倉庫として利用しており、そのまま申請人が相続し20年以上経過し、現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号3番について、去る9月22日に、申請人の立会いのもと、7番推進委員、8番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番が報告します。

申請人は、伊佐市大口大田にお住いのKSさんです。

申請地は、伊佐市大口白木字押ヶ谷1368番7で、地目は牧場、地積は11,621㎡です。

申請地の所在地は、旧羽月北小学校から北西へ約1.2kmに位置しており、周囲の状況は、北側、西側、東側、南側とも山林となっております。

非農地になった時期及び理由としては、以前は牧場用地として使用していたが経営撤退しており、20年以上利用がされないまま申請人が相続し現在に至っております。

調査の結果、既に農地性は喪失しており農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。議案第4号「非農地証明願」については、3件申請のうち3件の非農地証明が決定いたしました。

議 長 その他、事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をいたします。5日、9月の定例常設審議委員会が開催され事務局が出席しております。22日、市内現地調査を一斉に行いました。28日、本日ですが第6回農業委員会総会です。

10月の行事予定ですが、5日に10月の定例常設審議委員会が鹿児島市で開催予定です。24日が現地調査です。28日が第7回農業委員会総会となります。月例報告は以上です。

議 長 その他、何かございませんか。

事 務 局 事務局よりご報告します。農地法施行規則の改正により令和5年9月1日から農地法第3条許可申請書に国籍を記載するように改正されました。個人の場合は本人の国籍や在留資格、法人の場合は役員や主要株主の国籍を報告するようになります。外国資本による農地取得への懸念の高まりを踏まえ、実態把握をするための改正です。

申請書につきましては、県農業会議において標準様式を定めているところですので準備ができ次第更新を行います。審査基準については、国籍による判断でなくこれまでどおりの営農について支障がないかにより判断いただくこととなります。農業委員会で、国籍の確認ができれば添付資料を別に求めることありませんので、これまでの農地法第3条申請の場合は、従来通りですのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

議 長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 長

以上で、令和5年度 第6回農業委員会総会を終了します。  
姿勢を正してください。  
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時39分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 2 番 .....